平成 26 年美郷町議会議事録

第1回 定例会(第4号)

招集年月日	平成26年 3月 5日							
招集の場所	美郷町役場議会議場							
	нн Л	平成26年 3月11日 午前 9時30分						
開会日時	開会		議	長	佐	竹一	夫	
及び宣告	散会	平成26年 3月11日 午前10時45分						
			議	長	佐	竹一	夫	
応招、不応 招議員及び	議 席 号	氏	名	出席等の 別	議 席 号	氏	名	出席等の 別
出席並びに 欠席議員	議長	佐竹	一夫	0	5	岩根	和博	0
出席11名	副議長	黒川	民次郎	0	6	山本	幹雄	0
欠席 名	1	原	克美	0				
凡例 ○ 出 席 △ 欠 席	2	福島	教次郎	0	8	安 田	勝司	0
	3	栗原	進	0	1 0	簱 根	正一	0
× 不応招 ○△公務欠	4	藤原	修 治	0	1 2	西嶋	二郎	0

会議録署名議員	9番	黒川	民次郎	10番	簱 根	正一
	職名	氏	名	職名	氏	名
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	町長	景山。	良材	住民福祉課長	渡邊	泰文
	副町長	樋 ケ	回	保 健 衛 生 課 長	窪 田	英 通
	教育長	田邊	哲也	産業振興課 長	鳥 田	正輝
	総務課長	牧田	公 平	建設課長	赤穴	清
	企画課長	花田:	昇 吾	大和事務所 長	岡先	宏和
	財務課長	三上	博 通	教育課長	三上	利三
	出納室長	小 田 :	運博			
職務により した者の職		局	長 野	矛 村 豊		
議事	日 程	別 紅	E 0 2	こ お り		
会議に付し	た事件	別 紙	もの と	こ お り		
会議の	経過	別紙	€ の と	こおり		

平成26年美郷町議会第1回定例会議事日程 (第 5 号)

平成26年 3月11日(火) 午前 9時30分 開会

		十八人 2 0 十 6		一門 5000万 两云
順序		事	件	
1	会議録署名議員の	指名		
2	追加議案の質疑、	討論、表決		
	議案第33号	平成25年度美郷町	丁一般会計補正予算	(第4号)
	議案第34号	平成25年度美郷町	丁住宅新築資金等貸	付事業特別会計補正予
		算(第1号)		
	議案第35号	平成25年度美郷町	丁簡易水道事業特別	会計補正予算(第3号)
	議案第36号	平成25年度美郷町	丁下水道事業特別会	計補正予算(第3号)
	議案第37号	平成25年度君谷詞	诊療所特別会計補正	予算(第2号)
	議案第38号	平成25年度美郷町	丁国民健康保険特別	会計補正予算(第4号)
	議案第39号	平成25年度美郷町	丁国民健康保険診療	所特別会計補正予算(
		第3号)		
	議案第40号	平成25年度美郷町	丁後期高齢者医療特	別会計補正予算(第3
		号)		
	議案第41号	専決処分の承認を認	対めることについて	(上告の提起及び上告
		受理の申立て)		
	議案第42号	工事請負契約の変更	更について(平成2	5年度町道谷川線道路
		改良工事)		

(開 会 午前 9時 30分)

●佐竹議長

おはようございます。開会前ではございますが、本日は東日本大震災から3年目を迎える日でございますので、時間的にズレはございますが、議会として黙祷を奉げたいと思いますので、ご起立をお願いします。

●佐竹議長

黙祷

(黙祷)

●佐竹議長

黙祷終わります。ご着席下さい。

●佐竹議長

全議員出席であります。これより会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番・黒川議員、10番・籏根議員を指名いたします。

日程第2、追加議案の質疑、討論、表決を議題といたします。これより議案第33号から議案第42号までの質疑に入ります。始めに議案第33号に対する質疑に入ります。質疑をされます方は、ページ数を言ってからお願いします。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

18ページの財産収入の欄でございまして、生産物売払い収支としまして、間伐材の売払ということで、当初見込みが357万だったものが830万と言うことで大変な増額になってます。まぁ倍以上の増額ということでありまして、大変結構なことでございますけど、町有林の間伐材の収入間伐であるということでありましたけど、著しく額が倍増以上になっておりまして、これはこの原因ですね、まぁ区域面積が増えたのか、或いは間伐率を10%だったものを、例えば25%に上げたとか、そういった何らかの要因、この出材が多くて、収入が上がったものと思われますけど、その要因はちょっとお尋ねします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

この収入の件ですけども、間伐材の売り払い単価等も当時まぁ若干高いところで売り払ったということと、間伐材の材積等が可なり多く出まして、この収入増となっていると言うことでございます。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

まぁ間伐材の材積が上がったから当然売上金額が上がっとるのは当然のことでありまして、私が聞きたいのは面積的なものが増えたから上がったのか、当初の設計が、林内に入って見て、これは15%間伐だなというのが、これは30%間伐せんといかんなというような要因を持って、この出材が増えて、こんだけの金額になったのかという、まぁ問いかけであります。それで、まぁ町有林にたくさん有りまして、間伐収益でこんだけ上がるということですね、将来の主伐に向けて大変心強い数字がここに示されとるわけでありまして、大変興味を持ちましたんで、ちょっとお聞きしたような事ですけど。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

間伐密度を上げたというに関しては、ちょっと私の方もはっきり、ここで返答することができませんが、可なり数量は増えたということを聞いておりまして、それで間伐もまぁ範囲と言いますか、密度を上げたということも原因しているふうに思われますので、そこら辺はちょっと詳しいことは、何%にしたとか言うことについては、ちょっとここでは返答しかねますけども、材積密度が増えたと言うことを聞いております。

●佐竹議長

他にありませんか。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

1点だけ勉強不足でと言いますか、分かりませんのでお聞かせをお願いしたいと思います。繰越明許という形で工事が来年度に伸びるものが多くあるわけでございますが、4月からああして3%の消費税が上がります。工期が延びると言う事は今の金額で契約したまま、そのまま行くということになりますので、その時に4月から原材料仕入れる場合になると業者の方は3%上乗せしたものになるということになるわけですが、その辺り大きな事業になりますと、可なりの金額に、原材料費になってくる可能性があると考えます。そうした時に、契約更改は有るのか。そういう取り扱いは何か方針といいますか、国の方から通知が出ているのか。この辺りをちょっと教えていただければと思います。

●佐竹議長

番外、財務課長。

●三上財務課長

消費税の取り扱いでございますが、基本的には4月1日から5%から8%上がるわけですが、契約の関係につきましては、半年前を一応基準日としております。従いまして10月1日以降契約したものについては、4月1日以降変更があれば、追加で契約変更を行い

ます。それから、いわゆる9月までに契約したものについては、それは4月以降繰り越し になっても契約の変更はございません。

●佐竹議長

10番。

●簱根議員

私も今の繰り越し明許費の6ページの件についてお伺いしようと思っておりましたが、 5億5百53万5000円の繰り越しということでございますけど、いろいろな理由をもって繰越なされた訳で、説明を聞きましたけど、今後この事業の発注の状況はどういうような状況になっているかということをお尋ねします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

6ページの繰越明許費の件でございます。災害のほとんどが建設関係の事でございますので、私の方から説明をさせてもらいますけれども、既にここに挙がっておる箇所全てですね、ほとんど発注済みでございます。まぁ災害を除きまして。災害の場合は割り当ての方が、もう既に来ておるものがありますので、それにつきましては最終的には3月の上旬・中旬にかけて、最後の発注をして、まぁ最近発注したやつは勿論、今から着手ですので繰り越しに挙げております。部分的に大体8割方ぐらい入っております。農林関係は発注済みでございまして、まぁ繰り越しをするんですが。公共災害が大体8割方発注をして、残りの2割強ぐらいを新年度を過年災という形で発注をする予定でございます。あと残りにつきましては住宅の関係。これは2月の経済対策。それからもう一つ農林の排水路。これが経済対策で、2月に国の補正という形で入っておりますので、これは実際今からですね、10月の場合はある程度設計の方が、概略ではありますが済んでおります。排水路の方は、今から現地の方測量せにやいけんということで、今調整の方を行いながら、まずは年内に調査の方を発注をして、実際に本工事に入りますのは、4月以降ということになろうかと思います。ですから未発注で繰り越しをするというのは、基本的にはほとんどない形で、一応発注をしてという形でやろうと思います。よろしくお願いします。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

ちょっとまだ理解出来んとこがありますんで。また先ほどの消費税のことをお聞きするわけですが。4月以降に変更があった場合、去年の10月以降ですか、契約したもの。例えば先ほどありましたように、3月末で契約したものが4月にあって変更があったときに、その変更部分については8%になるという計算になるのか。若しくは今発注して材料費が可なり掛かるような工事ならば、4月以降に材料を仕入れて来るという状況になるので。そうすると、それは全部業者8%で仕入れる訳です。で昔、物価が極めて高騰した時に、

そういうものを含めて契約更改ということで全部新しい単価に書き換えて、契約更改をしたことございまして、その時に確か30万以上になる契約更改はしなさいと。差額はですね、増えるようならしなさいと言うような事もあったように記憶しておりましてですね、今から発注するものは4月以降に、実際原材料をほとんど仕入れるという状況になる中で、ちょっと厳しいことは出るんじゃないかという気がします。実際には全体量が決まっておりますんで、仕事の内容を減らす何かで金額を合わせるということになる可能性も出てくると思うんですが、少し判れば教えていただきたいと思います。

●佐竹議長

番外、財務課長。

●三上財務課長

先ほどの消費税の関係でございますが、基本的な契約の場合の基準日は、先ほど言いましたように半年前でございます。従いまして、例えば2月1日に契約をして4月以降の完成になった場合につきましては、これはもう変更契約で消費税3%分は、そのままの数量で行けばまぁ変更契約なるか、中の調整をする必要があろうかと思いますけども、例えばこれが8月1日契約をいたしまして、それが例えば1年位掛かる分の工事でありましたら、これはまぁ変更契約なるか、中の調整をする必要があろうかと思いますけど、変更はまぁ基本的には無いと言う。一応統一見解としてそういうことになっております。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

24ページのですね、庁用器具費の購入の件でございます。今年度事業としましてですね、各種証明書交付用のファックス。高性能ファックスを入れるんだということで、新しい事業で今年の予算書に載っとりまして、750万というものが計上されておりました。それが補正でですね、これ606万円減になっとりますけど、750万だったものが400百。計算しますと144万円ということになりまして、高性能ファックスの導入、まぁ最低制限価格を設けずに入札をされたので、このようなことになったのかと思いますけど、この辺の経緯と言いましょうか、何でこんなふうになるのか、ちょっと理解に苦しむところもあるんですけど、まぁその辺の顛末。それからこの購入については電算機器の基金ですか、それの繰り入れによってなるということで、ページで言いますと19ページにその取り崩しを300万ですか、300万に変わっとるわけですけど、同金額でなくて300万という、この辺の整合性をちょっと見られんのですけど、まぁ機器の維持管理更新のために使うんだということで、まぁ他のところに使われたんだと思いますけど、この辺のところの説明を、もう少しお願いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●牧田総務課長

高性能ファックスと言いますか、機器でございますが、これは確かに最低制限価格を設けずに入札いたしまして、144万で落札したということでございまして、これはまぁ私らもどう言って分かりませんけど、まぁそういう金額で落札されたという結果でございます。私らも低くなった理由というのは分かりません。業者がそういう価格を設定したと言う事でございますんで、よろしくお願いします。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

144万でまぁ落札。6台分ですかいね。本所・大和支所あと6台分ですかいね。交流センター3つ分かと思いますけど、これ性能的にちゃんと保障された機械が入っとるんでしょうか、それともメンテナンスもしっかりしとるんでしょうか。まぁ業者の方が、多分これ自分を売込みたいがために、これやった行為だと思いますけど、そこへ何らかの特別な関係ができるということは無いにしてもですね。ちょうど余りにも著しく値引きが激しいもんで、一体これはなんだったんだと言う様な感じを受けるわけでありまして、まぁ質問をさせていただいたわけでありますけど、こういうことも時にはあり得るということですね。判りました。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●牧田総務課長

はい、おっしゃるとおりで、全く性能的にも問題ない機種でございます。

●佐竹議長

番外、財務課長。

●三上財務課長

それから、先ほどの電算機器の管理基金の関係でございますが、ここで先ほども言われました、高性能ファックスの方で600万の基金を崩しておりますが、歳出の方で28ページの電子計算費の中の、ページで言いますと29ページでございますが、庁用器具費320万。この方に、一応振り替えをいたしております。この庁用器具費というのはパソコンのXPの関係でございまして、これの更新。まぁほとんど古い物が5年ぐらい経った物がたくさんありますので、これの更新に充てたいということです。

●佐竹議長

よろしいですか。 (はい、了解)

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

8番。

●安田議員

36ページの民生費の扶助費の関係ですけども、001、扶助費、生活保護の関係が確定して830万ですか、減額になったということですけれども、減ったと言う事は受給世帯と言いますか、これが減ってこういう結果になったんだと思うんですけれども、大変良いことだと思いますけども、2月末現在ぐらいの、今受給世帯と言いますか、それがちょっと分れば教えていただけんでしょうか。

●佐竹議長

番外、住民福祉課長。

●渡邊住民福祉課長

生活保護世帯の数でございますけども、2月末と言うところの一番近いところで、私が 把握しておりますのが36世帯45名というところでございます。えーまぁこの度830 万の減額補正ということでございますけども、どうしても扶助費でございますので、予算 上は多めに不足があってはなりませんので、多めな予算計上しております。それと併せま して医療扶助が大変以前多くございまして、1件大きな病気に罹りますと、大変な扶助費、 医療扶助が掛かるわけでございますが、そうした方がまぁ極端にお亡くなりになったとか 言う事で、まぁ扶助費自体が下がったために減額。実績に合わせて減額を、この度させて いただいたと言うことでございます。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

まぁ医療扶助等々が減ってこういう結果になったということと、併せて不測の事態を考えて予算を多く取ったということですけども、ある反面どう言いますか、更生されて生活 保護を打ち切りといいますか、やめられた人が何世帯かあったんですか。

●佐竹議長

番外、住民福祉課長。

●渡邊住民福祉課長

具体的に何世帯かという数字を具体的なものを持っておりませんけども、実際にまぁ子供さんが学生で扶養しておられた方のその子どもさんが、まぁ就職なさって生活保護から廃止になったというケースもございますし、就業によって廃止に。自ら辞退を申し出されて、私ども福祉事務所の方で診断会議をして、廃止にいうケースもございます。まぁここ数年間で生活保護世帯数は当初福祉事務所が設置された時点よりも可なり減って、減になっております。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

41ページ。ちょっと聞きたいんですが、農業振興費の分で、その他の補助金、ハウスだろうと思うんですが、ハウスの方は持ち込みは全然無かったということで了解して良いんでしょうか。それと、もう一つ006の集落営農育成事業費。これは26年度にやるということで、何処かちょっと記憶、あれなんですけど。何処か1つあるんでしょうか、事業体験みたいなところが。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

41ページの001、あ、3、農業振興費の001、その他補助金の欄でございます。これは各種農業関係の補助金を出しております。まぁそれをトータルして484万7000円ということです。ハウスにつきましても200万の予算を計上しておりましたけども、1棟の申請だけでしたので、100万は減になっております。それからその他に転作関係で町単独の上乗せをしてきております。昨年はご存知のとおりソバの不作がございまして、7ヘクタールぐらいの要望面積があったんですけども、それで上乗せ助成を支払える面積が1ヘクタールしかなかったというようなことで、非常に昨年は特別ソバの栽培に厳しい状況だったということもございまして、可なりの減額になったという経過もございます。それから集落営農育成事業費の関係ですけども、25年度につきましては成立には至りませんで、これを翌年度に成立さして行きたいということで、新年度予算の方にも掲げさせていただいております。まぁその時、候補としては別府地区ということで、来年度集落営農の機械導入をして行きたいというふうに思っております。以上です。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

●佐竹議長

12番。

●西嶋議員

1点程、聞き漏らしたんだと思いますが、20ページの上の造林受託事業収入の森林総合研究所造林受託収入、三角(△)450万2000円の説明を今一度お願いいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

20ページの目1の造林受託事業収入の450万2000円ということでございます。 これは森林総合研究所、旧緑資源機構の委託の事業を受託をして、町の方で発注するとい う事業でございますが、この研究所の事業につきましては、予定では第3次の枝打ちをす ると言う計画が有りましたが、これは森林総合研究所の方が、まぁ予算的にその3次の枝 打ちをする余裕がある場合、町の方に委託をしていきます。まぁ25年度の場合、そのま ぁ森林総合研究所の方の予算的措置が取れなかったということで、この工事の受託をしていないということで、まぁ森林総合研究所次第と言ったらおかしいんですけども、そこが発注する事業が予算的に余裕がありましたら、町の方で受託さしていただくと言うことになりまして、まぁ25年度につきましては、その予算の余裕が無く、町の方での受託が無くなったということになっております。以上です。

●佐竹議長

12番。

●西嶋議員

そりや要は緑資源公団が補助金を出すという格好ですか。でそれは、支出で何処で反映 しとるんですかね。何処で三角(△)になっとるんですか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

43ページになりますが、ここの下段の方の目の2林業振興費。この中に説明欄で00 2、造林事業費というところがございますが、この中の工事費の中に、まぁ他にも3つぐらい細々節があるんですけども、まぁそれの中に含まれている予算でございます。

●佐竹議長

10番。

●簱根議員

45ページの道路維持費の補正で1435万円の補正を組まれていまして、この中の工事請負費は除雪だと聞いておりましたが、施設関係の委託の520万円はどういう委託費でしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

8・2の目2の道路維持の中の001、道路維持費。説明欄にありますところの施設関係委託520万の増額というこの件のご質問でございます。これが正しく除雪費を補正した額そのものでございます。

●佐竹議長

10番。

●簱根議員

その下の工事請負費の930万は何に当るんでしょう。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

これは災害応急。災害応急費用になります。はい、昨年から補正をして上げております

が、今もまだ。実は災害応急をやらにゃいけん所がありますが、そういった形でどうして もやらにゃいけんところを、年内に済ませたいということで補正をさせてもらって、93 0万ということでございます。よろしくお願いします。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第33号の質疑を終わります。続きまして議案第34号に対する質疑に入ります。質疑をされます方はページ数を言ってからお願いします。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第34号の質疑は終わります。続きまして議案第35号に対する質疑に入ります。質疑をされます方はページ数を言ってからお願いします。

質疑がありませんか。

●佐竹議長

8番

●安田議員

8ページ。歳出の方ですけども、簡易水道建設事業費の980万7000円の工事費の 減額ですけども、割り当て無しと言うような説明だったと思いますけども、これは何処か の工事を取りやめたとかそういう事なんでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

どっかの工事を取りやめたと言うわけじゃありませんで、当初予算まぁ24年度の繰り越しを今年25年度で施工したと言う事で、これが2月補正で経済対策で補正でありまして、当該年予算、それ以前に25年度予算を計上しております。その関係で25年度、まぁいわゆる同じ所をやるような形の予算でありますけれども、25年度の予算も当然有りまして、繰越予算も25年度施工と言う形でそのまま残っております。また、同じような形で2月の補正で水道関係補正が来るかもしれないと、そういうふうなこともありまして、今まで補正予算の中で落とさずにずっとおったわけです。で最終的には国の補正も無くてですね、終わりましたので最終補正で落とさせていただいて、本年度の施工は24繰越のみということになったわけでございます。以上です。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

無いようですので、議案第35号の質疑を終わります。続きまして議案第36号に対する質疑に入ります。質疑をされます方はページ数を言ってからお願いします。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第36号の質疑を終わります。続きまして議案第37号に対する質疑に入ります。質疑をされます方はページ数を言ってからお願いします。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第37号の質疑を終わります。続きまして議案第38号に対する質疑に入ります。質疑をされます方はページ数を言ってからお願いします。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして議案第39号に対する質疑に入ります。質疑をされます方はページ数を言ってからお願いします。

質疑はありませか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして議案第40号に対する質疑に入ります。質疑をされます方はページ数を言ってからお願いします。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第40号の質疑を終わります。続きまして議案第41号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

●佐竹議長

8番

●安田議員

この専決処分の関係なんですけども、2月に上告せんと間に合わないということで専決処分になったわけですけども、第1回のあれでは勝訴ということで良かったなというように思っとったと訳ですけども、第2回目では敗訴ということで上告、この度まぁ上告された訳ですけども、これまぁ今、あれですんでどうかと思うんですけども、状況としてはで

すね、我々とすれば是非勝訴していただきたいと。万が一敗訴すればですね、本人のこれまでの賃金と言いますか、そういう支払い。それから慰謝料というような格好で、可なりのまぁ出費があるんではないかと想像する訳ですけども、状況といいますかね、見通しと言いますか、そこらのとこを、いろいろ耳にはしますけども、我々は新聞等で知ること。また若干執行部の方から説明もありましたけども、やはり我々議員だけでなしに一般の町民の方も非常に、まぁ関心を持たれておりまして、どうなんだということをですね、盛んにまぁ聞かれる訳ですけども、まぁ見通しと言いますかね。そこらんとこ判る範囲で結構ですんで、お教え願いたいとゆうように思います。

●佐竹議長

番外、副町長。

●樋ケ副町長

1審勝訴、2審敗訴と言うことでございますけども、今度最高裁という形でありますけども、私どもがちょっと得ている情報で申し上げますと、基本的には2審の判決が180度反転する事はあり得ないと言うふうに聞いております。ですから、いわゆる規則を改正をして、6カ月間の試験任用期間の延長を行った訳でありますけども、そのことの整合性についての、判断だけが残されているというふうに思っておりまして、まぁ既に2審では既に職員になっていたというような表現が用いられております。でまぁあくまでも規則改正をして、試験任用期間であったというのが美郷町の主張でありますんで、そこの辺が争点になろうかというふうに思っておりますけども、弁護士さんの情報から、まぁ一般的な裁判で申し上げると、2審が覆されるということは、ほとんどあり得ないと言うふうに聞いております。従いまして、先ほど安田議員ご心配の件でありますけども、本人が平成22年に職員に既になっていたということが最高裁において認められますと、そこから今日に至ります4年間については、少なくとも本人の生活補償費を保証しなければならない義務が生じるんじゃないかというふうに理解をしております。

●佐竹議長

12番。

●西嶋議員

今の話を聞くと負けがわかっとってやるような感じですが、そうなんですか。ほんだったら、控訴せん方が良い気が、単純に考えてそがぁ思うんですが、そこはどうなんですか。

●佐竹議長

番外、副町長。

●樋ケ副町長

先ほども申し上げましたけれども、規則の取り扱いについての判断というのは、まだ下っておりません。2審の判断と1審の判断が異なっておりますんで、そこの辺が最高裁の判断を仰ぐところでありますんで、当然町といたしましては、全く職員になっていたと言われるようなことがあってはならないと。正式な手続を踏んで、規則を改正をして半年の

任用期間を1年間に延ばして、町としては望んだ訳でありますんで、そこのへんについては、最高裁の判断を仰ぎたいとゆうふうに思っているところでございます。

●佐竹議長

12番。

●西嶋議員

それはそうでしょうが。それじゃそのために、我々もその裁判の事はよう分からんのですが、弁護士の良し悪しゆうちゃおかしいですが、弁護士さんのその力量ちゅうもんが可なり有るように、まぁ噂と聞く訳ですが、そのためにその弁護士を、今度最高裁の場合に何と言いますか、替えられて戦われる訳ですか。それとも今までの弁護士さんで行くんであったら、我々単純に考えて、そりゃ2審と同じ判断が出るんじゃないかなちゅう気がするんですが。その辺はどうしたもんですか。

●佐竹議長

番外、副町長。

●樋ケ副町長

想像でものを言うことはできませんので、あくまでも証拠書類と事実に基づく、最高裁の判断を仰ぎたいと考えているところでございます。

●佐竹議長

12番。

●西嶋議員

弁護士は同じ弁護士で戦われるということですね。

●佐竹議長

番外、副町長。

●樋ケ副町長

そのとおりでございます。

●佐竹議長

他に質疑はありませんか。

●佐竹議長

1番。

●原議員

この問題に関しまして関連ですが、1審につきましても、2審につきましても、先ほど 副町長の方からお話があったように、任用期間が認定されるか、されないか言う事だとい うふうに思っております。そう言った意味で、まぁ1審の場合には、我々知る限りの範囲 で判断した結果ですけども、1審の場合はそこが認められたと。2審の場合はそこが認め られなかった。そいじゃ3審、今度最高裁でですね、その逆転出来る要因・要素、そう言 ったものは何処にあるんでしょうか。

●佐竹議長

番外、副町長。

●樋ケ副町長

我々の物的証拠といたしましては、平成22年8月12日に庁議を開きまして、町長、 副町長、総務課長、担当課長もおった訳でありますけども、そこで協議の結果、もう少し 様子を見ないといけないという判断に至りまして、まぁ地方公務員法に基づく規則がある 訳でありますけども、規則の中で任用期間は、6カ月間という定めを設けておったわけで ありますけども、もう少し様子を見るためには、規則改正の手続を踏んで行かなければな らないと言うことで、8月12日の会議に於いて、規則を改正しようということで、総務 課の方で、早速規則改正手続に入りまして、任用期間については1年間。半年間延長いた しまして、1年間とするというような規則改正をして、公告をして、それでその後8月1 3日に本人を呼んで、もう少し様子を見させてもらえないかということで、本人に口頭で 告げて参ったわけであります。当然2審の判断では、本人は職員となっていたという判断 がなされてる訳でありますけども、本人は任用期間については日額の臨時職員でありまし て、それについては8月以降、9月も10月もずっと日額の賃金を払ってきた訳でありま す。その間、本人からも何ら不服の申し立てはございませんでしたし、当然我々の主張が 通っていたというふうに、町は理解してるんでありますけども、2審の判断は既に職員に なって、そのことについてはお伺い書もちゃんとありますし、公告手続を踏んだ事実もご ざいますんで、まぁそのことを町としては物的証拠として提出して、最高裁に望むという ことでございます。

●佐竹議長

他に質疑はございませんか。

●佐竹議長

無いようですので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして議案第42号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、議案第42号の質疑を終わります。以上で追加議案の質疑を終わります。

ここで、10時40分まで休憩いたします。

(休 憩 午前 10時 20分)

(再 開 午前 10時 40分)

●佐竹議長

それでは、会議を再開いたします。これより、討論、表決に入ります。 始めに議案第33号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。 (なしの声)

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第33号、平成25年度美郷町一般会計補正予算第4号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第34号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第34号、平成25年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第35号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第35号、平成25年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について、原

案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第36号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第36号、平成25年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第37号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第37号、平成25年度君谷診療所特別会計補正予算第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(举手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第38号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第38号、平成25年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、原 案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第39号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第39号、平成25年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第3号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第40号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第40号、平成25年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、 原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第41号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第41号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。続きまして議案第42号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●佐竹議長

無いようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第42号、工事請負契約の変更、平成25年度町道谷川線道路改良工事について原 案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●佐竹議長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の会議は13日の木曜日、定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午前 10時 45分)